

和光市基地跡地利用計画

和 光 市

令和5年6月

目 次

1 基地跡地の現況と経緯

(1) 国における留保地のこれまでの経過と活用の考え方・・・ 1

(2) 和光市の基地跡地の現況・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 土地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(1) 土地利用の方向性

(2) 留保地等の利用計画

3 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

1 基地跡地の現況と経緯

(1) 国における留保地のこれまでの経過と活用の考え方

① これまでの経過

埼玉県南西部に位置するキャンプ朝霞基地跡地は、昭和30年以降、20数回にわたって在日米軍から返還され、現在に至っています。当初返還された基地跡地については、道路敷地、学校用地等の公共施設に転用されてきました。

在日米軍から返還された大口返還財産の一部（約1／3）については、国有財産中央審議会答申（昭和51年及び62年）に基づき、当分の間処分を留保する地区（留保地）とされ、利用要望がある場合には公用・公共用の用途に充てるという取扱いがなされてきました。（【原則留保、例外公用・公共用利用】の考え方）

その後、平成15年には、地域特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進することが適当であるという「原則利用、計画的有効活用」の考え方に転換することが打ち出され、5年を目途に利用計画を策定することになりました。

【これまでの経緯】

	主な内容
昭和46年 ～昭和61年	在日米軍から大口返還財産として、キャンプ朝霞跡地が返還された。
昭和51年	国有財産中央審議会から、国に対して、「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」答申がなされた。（三分割答申） 和光市の基地跡地は、地元地方公共団体等が利用する土地及び当分の間、処分を留保する土地に設定された。 【三分割答申の概要】 大規模な返還財産について、概ね面積を3等分し、「地元地方公共団体等が利用する」、「国・政府関係機関等が利用する」、「当分の間、処分を留保する」こととして、処理するものとされた。
昭和54年	国は、「キャンプ朝霞返還国有地の処理の大綱」を決定した。
昭和62年	国有財産中央審議会から、国に対して、「大口返還財産の留保地の取扱いについて」答申がなされた。 「原則留保、例外公用・公共用利用」の考え方が示された。
平成15年	財政制度等審議会から、国に対して、「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」答申がなされた。 「原則留保、例外公用・公共用利用」の考え方から、「原則利用、計画的有効活用」の考え方に方針が転換された。 財政制度等審議会答申を踏まえた財務省通達が発せられ、和光市に対して、基地跡地利用計画を策定するよう要請があった。

② 活用の考え方

【大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて】

〈基本方針〉

「原則留保、例外公用・公共用利用」から「原則利用、計画的有効活用」へ

- 都市再生や経済活性化、地域の活性化等の観点から、関係地方公共団体と連携しながら、民間利用も含めた留保地の利用を促進する。
- 地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進する。

〈留保地活用に向けた具体策〉

「関係地方公共団体による利用計画の策定」

- 関係地方公共団体は、国と緊密に連携しながら合理的な期間内（５年程度）に利用計画を策定

「関係地方公共団体に対する支援措置」

- 関係地方公共団体への売却条件を一般の返還財産の売却条件に緩和
- 利用計画の策定等を条件に、計画が実現するまでの間の暫定的利用を容認

「民間に対する売却等の実施」

- 民間に対する売却は、関係地方公共団体のまちづくり構想等に沿った開発を確保するために、土地利用の条件を設定した入札等の売却方法を採用
- 事業用定期借地の設定については、利用計画の具体化のために必要かどうかを総合的に判断の上容認

(2) 和光市の基地跡地の現況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

和光市の基地跡地（未処分用地及び留保地）は、市の南西部に位置し、現在、面積 5.5ha の基地跡地が残されています。

これまでに基地跡地（処分済用地）は、市役所・市民文化センター、学校、児童センターなど多くの公共公益施設のための用地として活用してきました。

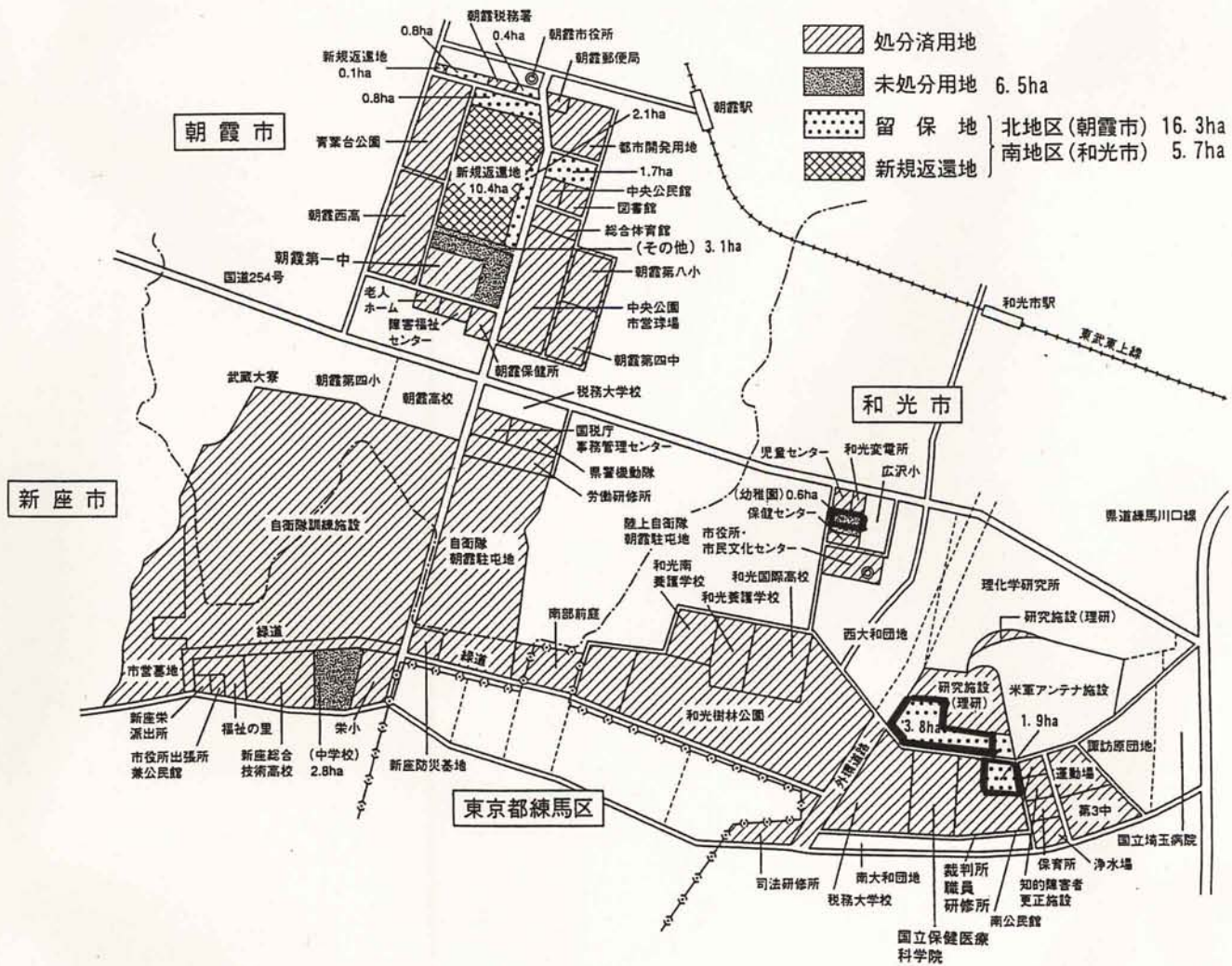
敷地①の未処分用地は、面積が 0.3ha あり、その隣接地は、現在、消防署用地として整備を進めているところです。

敷地②の留保地は、面積が 3.3ha あり、周辺には、独立行政法人理化学研究所が立地し、平成 18、19 年度に隣接地にインキュベーション施設が整備されています。

敷地③の留保地は、面積が 1.9ha あり、周辺には、司法研修所や裁判所職員総合研修所が立地しています。

キャンプ朝霞跡地全体図

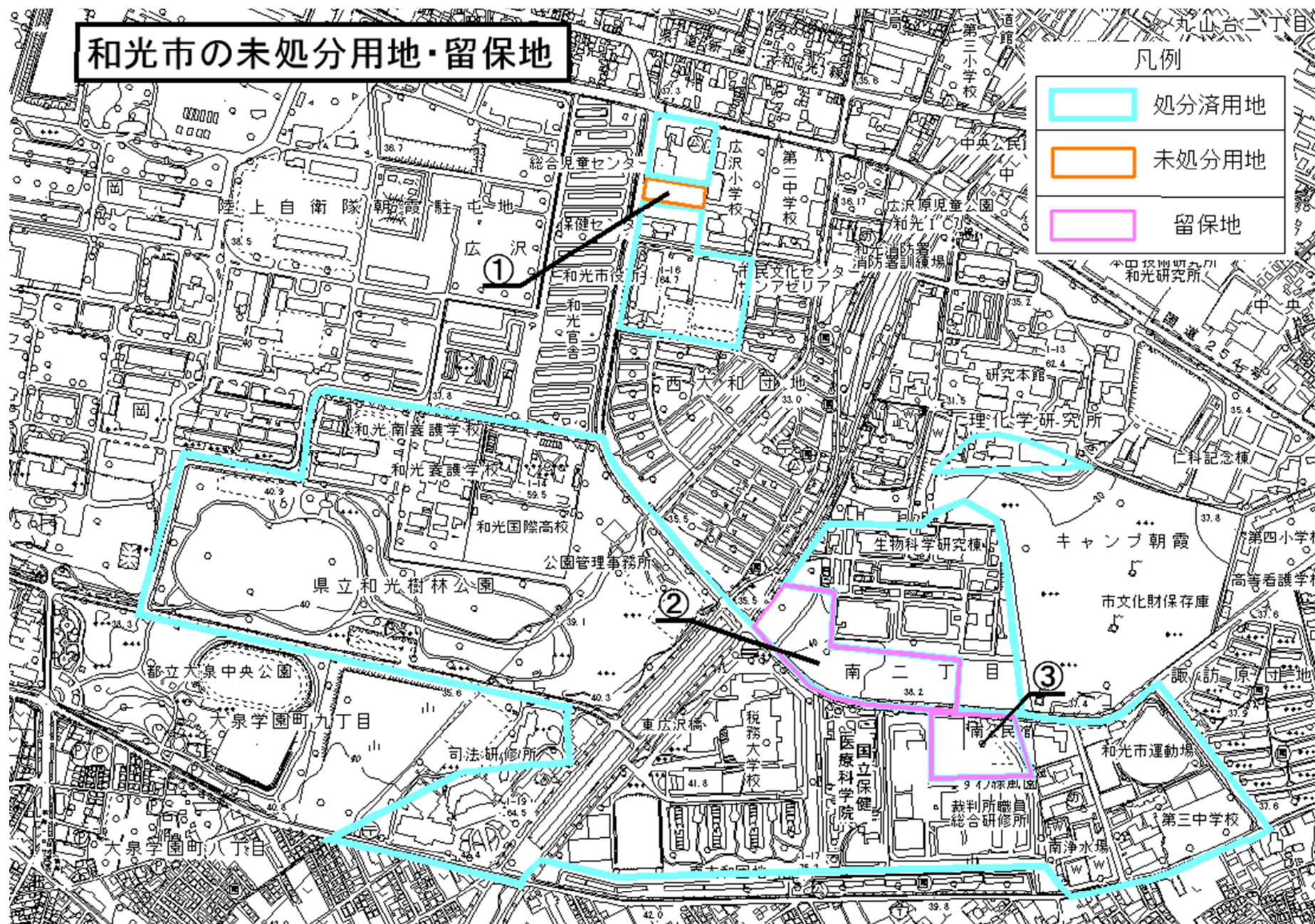
(資料：埼玉の基地・基地跡地 平成15年12月31現在)



和光市の未処分用地・留保地

凡例

	処分済用地
	未処分用地
	留保地



2 土地利用計画

(1) 土地利用の方向性

総合振興計画等の上位計画との整合性や周辺地域の特性や環境を考慮しながら、基地跡地の有効活用を目指します。

① 上位計画等における位置づけ

当市は、都心と地方を結ぶ交通アクセス上、利便性の高い地域に位置し、緑豊かな住環境であること、市南部に大規模な研究・研修機関等が多数立地しているなどの特色を持っています。このような特色を活かした和光市らしいまちづくりを目指し、第五次和光市総合振興計画において、理化学研究所は知の集積といえる機関として位置づけられており、それを生かした産業振興を推進することが必要とされています。

また、和光市都市計画マスタープランにおいては、基地跡地（未処分用地・敷地①及び留保地・敷地③）が位置する地区は、公益・文教系施設地区として位置づけられており、大規模な公的機関や学校などがまとまって立地する地区として、ゆとりある敷地規模を生かした豊かで面的な緑化を誘導し、市街地環境の向上を図ることとしています。特に、未処分用地が位置する市庁舎周辺については、行政文化交流拠点として位置づけられており、核的な公共施設が集積する重要な拠点として、市民やまちを訪れる人々に憩いや交流の場を提供できる空間の形成を図ることとしています。その他の留保地（敷地②）が位置する地区は、工業・物流業務地区として位置づけられており、先端的な研究開発をするための施設の土地利用を維持・更新することとしています。なお、基地跡地留保地については、市民利用と広域的な観点から有効利用を検討するものとしております。

② 周辺地域との調和

基地跡地は、市役所・市民文化センターをはじめ、学校、浄水場、児童センターなど、公共公益施設、福祉施設として利用されています。

そのほか、国及び埼玉県等により、国立研究開発法人理化学研究所、司法研修所、税務大学校、裁判所職員総合研修所などの国の機関及び和光樹林公園が整備されています。

(2) 留保地等の利用計画

周辺地域との調和を図った、市民サービス向上を目指し、基地跡地（未処分用地及び留保地：5.5ha）の土地利用計画を次の表のとおり策定します。

なお、国の機関等が活用する留保地については、良好な自然環境を残すため、施設内緑化や市民の憩いの場となるような活用を進めていきます。また、地域住民に対し、国の機関等が持つ知的財産を伝え、地元人材育成及び文化活動の一層の発展のため、地域住民との交流、施設利用についても関係機関と協議を進めていきます。

	敷地①（未処分用地）	敷地②（留保地）	敷地③（留保地）
規模	0.3ha	3.3ha	1.9ha
利用内容 （公共施設等）	認定こども園（和光なかよしこども園）	研究棟 管理設備棟 変電所棟	裁判所職員総合研究所 （管理棟、宿泊棟、講堂兼 体育館、厚生棟、研修西棟）
実施主体	和光市	国立研究開発法人理化学研究所	最高裁判所
施設等を整備する理由	第三次総合振興計画後期基本計画において、「多様化する保育ニーズに対応するため、幼保一元化施設の建設を推進し、」と位置づけ、幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進し、多様化する保育ニーズ及び待機児童の解消を図るため、上記施設を整備する。 また、次世代育成支援行動計画においても、幼保一体型の保育、ショートステイやトワイルイトステイといった先進的な機能を持つ（仮）こども総合施設の整備について、重点課題として位置づけている。	理化学研究所和光地区においては、我が国として機密を保持しつつ推進することが必要な量子技術・AI・バイオテクノロジー等に関する様々な研究開発が行われている。日本が世界をリードしていくためには、国内外との共同研究等を更に推進すると共に、情報、システム及び通信が保護された安全な研究環境にて研究を推進することが急務となっている。そのためには、当該返還国有地（約3.3ha）を取得し、量子技術・AI・バイオテクノロジー等の様々な分野を融合した研究を実施、また、活発化している新たな知識の創造などを促すオープンサイエンスの動きを受け、理論科学・数学・計算科学だけではなく、様々な分野の研究者が分野や国籍の枠を越えて基礎研究を推進する研究棟等を建設する。	司法制度改革により裁判員制度等が導入されるなか、司法制度改革に対応し、時代の要請に応える裁判官研修等を充実するため、研修研究施設と宿泊施設を整備する。 また、裁判事務処理のIT化による新システムの導入に伴うサーバーールーム等を整備する。
その他（背景など）	○ 待機児童数（平成20年4月1日現在の市内保育園へ入園申請して入園できていない人数（転園申請者を含む。）） H17 103人 H18 105人 H19 105人	平成12年3月 独立行政法人理化学研究所は、和光キャンパス南地区の隣接国有地を取得しつつ、緑の確保及び良好な研究環境の維持を前提に研究施設等の整備を進めるため、理研サイエンスタウン基本計画を策定した。	平成19年11月 最高裁判所から市へ上記利用計画に基づく国有地取得の意向及び市の意見を求められ、市は、市議会へ説明した後に、景観や自然環境

	H20 77 人 ○ 敷地①の隣接地（0.3ha）については、平成 20 年 3 月に消防署建設用地として買収済み	平成 12 年 6 月 キャンプ朝霞跡地整備促進協議会としてもサイエンスタウン計画に同意した。また、市は、市議会へ情報提供を行った。 独立行政法人理化学研究所は、上記計画を踏まえ、順次整備を進めている。 ・埼玉県との相互協力に関する基本協定 平成17（2005）年1月20日、理化学研究所と埼玉県は、県の科学技術政策の立案・実施、普及啓発・教育、産学官連携のため、理化学研究所における研究環境の整備の推進、地域発展のための包括的協力協定を締結。 ・和光市との相互協力に関する協定 令和元（2019）年11月1日、理化学研究所和光事業所と和光市は、両者の一層の協力を推進することにより、地域及び産業の発展、持続可能な社会の構築、科学技術の発展に資するために基本協定を締結。	の保全などの要望を付し、最良の計画であると回答した。その後、市は、上記回答した旨、市議会へ情報提供を行った。
--	---	--	---

※ 敷地①（未処分用地）及び敷地③（留保地）については令和5年時点で既に整備済となっている。

3 今後のスケジュール

今後、施設整備に向けて、国及び関係機関との調整を図りながら進めていきます。

【検討・整備スケジュール】

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度
	4 月 3 月	4 月 3 月	4 月 3 月	4 月 3 月	4 月 3 月	4 月 3 月	4 月 3 月	4 月 3 月	4 月 3 月	4 月 3 月
和光市	整備済									
認定こども園										
国立研究開発法人 理化学研究所	用地取得 設計等	建設第Ⅰ期	建設第Ⅱ期							
研究棟 管理設備棟 変電所棟										
最高裁判所	整備済									
裁判所職員総合研究所										